

南三陸町国土強靱化地域計画

令和8年3月

南三陸町企画課

目 次

第1章 基本的な考え方	- 1 -
1 策定の趣旨	- 1 -
2 計画の位置付け	- 1 -
3 計画期間	- 2 -
4 本計画の対象想定災害	- 2 -
第2章 脆弱性評価	- 3 -
1 脆弱性評価の考え方	- 3 -
2 基本理念	- 3 -
3 基本目標	- 3 -
4 事前に備えるべき目標	- 4 -
5 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	- 4 -
6 施策分野	- 6 -
7 脆弱性評価の結果	- 7 -
第3章 国土強靱化施策の推進方針	- 8 -
第4章 計画の推進	- 22 -

<資料編>

- 別紙1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の脆弱性評価結果
- 別紙2 施策分野別の脆弱性評価結果
- 別紙3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の推進方針
- 別紙4 国土強靱化地域計画に関連する各種計画等一覧

第1章 基本的な考え方

1 策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0を観測した巨大地震が津波を引き起こし、本町においては800名を超える尊い人命が奪われ、町土及び町民の財産に甚大な被害をもたらしました。本町では、高い確率で発生が予想されていた宮城県沖地震に備えるべく、建築物の耐震化など様々な防災対策を講じてきましたが、大規模かつ広範囲に及ぶ被害により、行政機能の喪失や初動時の情報、燃料の不足など、経験したことのない事態が生じ、人命の救助・救出や災害時医療、生活再建等において、極めて困難な状況に直面しました。

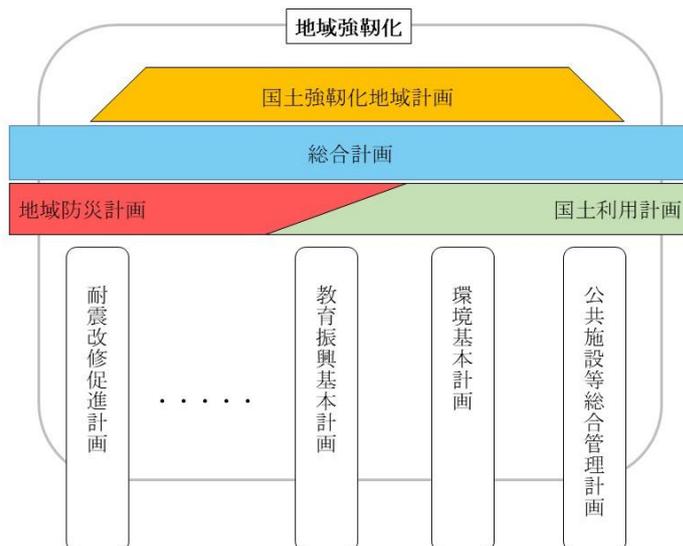
国においては、平成25年12月、大規模自然災害に備えて必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして「国土強靱化基本計画」が策定されました。また、基本法においては、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を定めることができる」とされたところであります。

本町では、既に、東日本大震災の経験と教訓を踏まえて各分野の各種計画等の見直しや災害対応マニュアルの見直しを進め、大規模自然災害に備えた事前防災及び減災に係る対策を進めてきたところでありますが、さらに強靱な地域づくりに向けて、平時から持続的に取り組みを展開するため、基本法に基づく南三陸町国土強靱化地域計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」の策定手順等に従って策定したものであり、国土強靱化に係る指針となるものです。

また、本計画は基本法第14条に基づき、国土強靱化に係る本町の様々な分野の計画の指針としての性格を有します。



(イメージ)

3 計画期間

本計画の対象期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

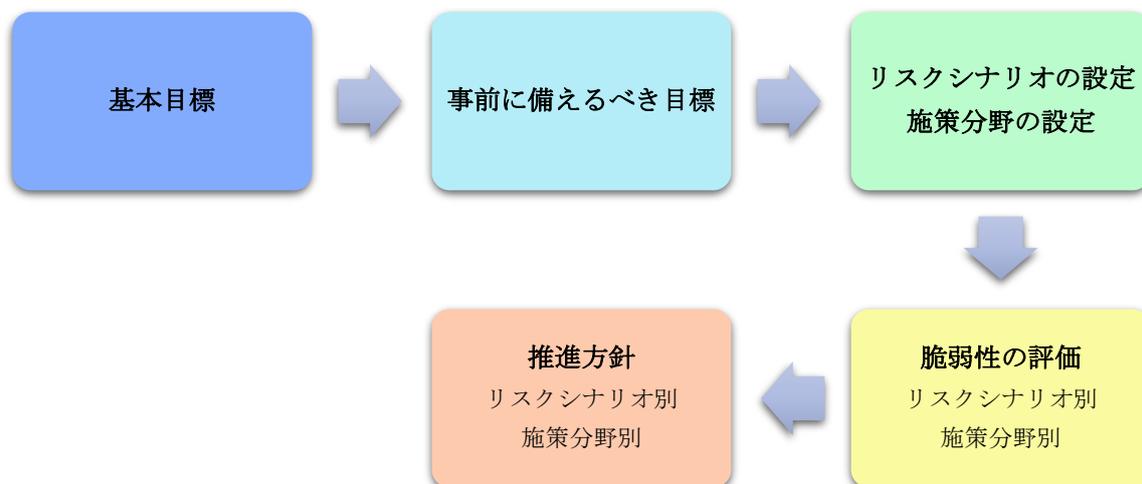
4 本計画の対象想定災害

本計画の対象は、ひとたび発生すれば甚大な被害が広範囲に及ぶ大規模自然災害とします。

第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する脆弱性の評価を行うことは、国土強靱化に関する施策を策定し、実施していく上で必要なプロセスであり、国の国土強靱化基本計画においても脆弱性評価を基に施策ごとの推進方針が示されています。本計画においても、国が実施した脆弱性評価手法を踏まえて評価を行いました。



2 基本理念

過去の教訓を生かし、二度と災害で命や財産を失わないまちづくり

東日本大震災により甚大な被害を受けた本町では、国土強靱化の理念を踏まえた上で、上記を本計画の基本理念とします。

3 基本目標

上記基本理念を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、以下を基本目標として強靱化の取り組みを推進します。

- (1) 人命の保護が最大限図られる。
- (2) 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

4 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、次を事前に備えるべき目標とします。

- (1) 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。
- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- (4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。
- (5) 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。
- (6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- (7) 制御不能な二次災害を発生させない。
- (8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

5 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標を妨げる事態として、「国土強靱化基本計画」及び「宮城県国土強靱化地域計画」における「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を基本として、過去の大規模自然災害や地域特性を踏まえ、次のとおり「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定します。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)
1 人命の保護が最大限図られる。 2 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。 3 町民の財	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。	1-1 地震による建築物の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者・行方不明者の発生
		1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水及び河川の氾濫による死者の発生・建築物等の倒壊
		1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわ

<p>産及び公共施設に係る被害の最小化。</p> <p>4 迅速な復旧復興。</p>		たり国土の脆弱性が高まる事態	
	<p>2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。（それがなされない場合の必要な対応を含む）</p>	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	<p>3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。</p>	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	<p>4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。</p>	4-1	情報伝達の不備や停止等による被害の拡大
	<p>5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。</p>	5-1	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-2	基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-3	食料等の安定供給の停滞
	<p>6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。</p>	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
6-3		地域交通ネットワークが分断する事態	
<p>7 制御不能な二次災害を発生させない。</p>	7-1	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	

		7-2 有害物質の大規模拡散・流出
		7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-4 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態		

6 施策分野

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な国土強靱化に関する施策分野については、国の国土強靱化基本計画における施策分野を参考に、本町の実情を踏まえ、次のとおり設定します。

【個別施策分野】

- (1) 行政機能
- (2) 住宅
- (3) 保健医療福祉
- (4) 環境
- (5) 産業
- (6) 交通・物流
- (7) 町土保全
- (8) 土地利用

【横断的施策分野】

- (9) 老朽化対策
- (10) 災害対策

7 脆弱性評価の結果

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の脆弱性評価結果は別紙1、施策分野別の脆弱性評価結果は別紙2のとおりです。

第3章 国土強靱化施策の推進方針

第2章における脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における国土強靱化に関連する施策の推進方針（施策分野別）を次のとおりとします。

なお、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の推進方針は、別紙3のとおりです。

また、推進方針に基づく具体的な事業内容については、別途個別の事業一覧を作成し、整理します。

施策分野別推進方針

（1） 行政機能

① 関係機関との連携

- 他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備・充実に努め、その実効性の確保に努める。
- 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時応援協定の締結を推進する。
- 平時から、国・県・防災関係機関との連携強化を図り、迅速な災害対応が行える体制・仕組みを構築する。

② 情報システムの業務継続性確保

- 地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と、事後の対応力の強化を図る必要があることから、ICT部門の業務継続計画に基づき、業務継続性の確保を図る。

③ 情報通信体制の整備

- 解消が必要な不感地域が把握された場合には、携帯電話事業者に不感解消を働きかける。

④ 産業施設の防災対策

- 産業施設が被災した場合の損壊、火災、爆発等の被害を最小限に食い止めるため、自主保安体制の充実・強化について指導を行い、地震対策と防災教育の推進を図る。
- 各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模自

然災害による被害軽減のための諸施策を実施する。

- 複合災害時に備え、現地への関係職員の派遣及び資機材の搬送等の手段を複数準備するとともに、平時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資機材等に関する広域応援）について協議する。
- 様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、その結果を踏まえて、災害ごとの対応計画見直しに努める。また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

⑤ 再生可能エネルギーの導入促進

- 災害時に避難拠点となる主要な公共施設等に太陽光発電設備や木質ペレットボイラー及びストーブを設置し、暖房や給湯を賄うことができるようにするほか、一般家庭における再生可能エネルギーの導入を促進する。
- 東日本大震災におけるライフライン寸断の教訓を踏まえ、災害対応活動や住民生活へ及ぼす影響を軽減するため、県及び関連業界団体と連携したエネルギー供給体制の構築に努める。

(2) 住宅

① 住宅の耐震化等

- 昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅について、耐震診断・耐震改修を促進するため、その必要性について普及啓発を行うとともに、助成事業の実施に努める。

② 再生可能エネルギーの導入促進（再掲）

- 災害時に避難拠点となる主要な公共施設等に太陽光発電設備や木質ペレットボイラーやストーブを設置し、暖房や給湯を賄うことができるようにするほか、一般家庭における再生可能エネルギーの導入を促進する。
- 東日本大震災におけるライフライン寸断の教訓を踏まえ、災害対応活動や住民生活へ及ぼす影響を軽減するため、県及び関連業界団体と連携したエネルギー供給体制の構築に努める。

③ 住宅対策

- 大規模災害時において、応急仮設住宅の整備が可能な公用地等を把握した上で建設候補地を選定し、被災者が長期の避難所生活に陥らないよう、早期着工・入居が可能となるよう関係機関で協議・調整する。また、建設候補地の選定を行う上では、東日本大震災時に被災者の避難過程におけるコミュニティの連続した分断が叫ばれていたことから、入居のあり方についても、被災前のコミュニティを一定程度維持できるよう考慮していく。

- 予防保全的な住宅の維持管理を行い、公営住宅ストックの適切な運用を進める。計画修繕・改善事業を実施し、住宅の長寿命化を行うことで入居者が安心して居住できる環境を整備する。退去住宅については修繕を優先的に行い、ストックを早期確保することにより次の入居者及び災害時の一時避難場所としても使用が可能となる。

【K P I（重要業績評価指標）】

- ・ 住宅の耐震化率
 <基準値：65%（R2）→目標値：96%（R12）>

（3） 保健医療福祉

① 保健医療

- 震災等に伴う児童生徒の心のケアに迅速かつ適切に対応できる体制を構築する。
- 大学や職能団体とも連携を図りながら、スクールカウンセラー等専門職の確保や人材の育成を図る。
- 医療資器材の備蓄を継続、推進する。
- 医療部門の防災マニュアル、BCPの作成を推進する。
- 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用を推進する。
- 消防機関との連携により、効率的な運用を含め、救急輸送体制の強化を推進する。
- 事務職を含め、持続可能な適正人員の配置を推進する。

【K P I（重要業績評価指標）】

- ・ 業務継続計画策定
 <基準値：未策定（R6）→目標値：策定（R8）>

（4） 環境

① 下水道等の整備

- 災害時において、公衆衛生環境の悪化等を防止するため、特定環境保全下水道事業施設、漁業集落排水処理施設の耐震化を推進するとともに、個人設置型合併浄化槽の整備を支援していく。

② 衛生対策

- 消毒薬、噴霧器、衛生用品等を計画的に整備する。
- ねずみ族・害虫等を駆除するための防疫用薬剤、機材等を計画的に整備

するほか、資器材の保管庫も整備する。

- 災害時において、感染症予防のための健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努めるほか、避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。また、感染症対策薬剤等の調達が困難な時は、県へ要請するほか、感染症発生時には、保健所等と協力し疫学調査を実施し、感染拡大の防止に努める。
- 災害時における仮設トイレの設置及び管理等については、南三陸町災害廃棄物処理基本計画に記載しているが、記載のとおり円滑に仮設トイレを設置及び管理等を行うため、平時から資器材の備蓄及び周辺自治体等関係団体との連携強化を図る。

③ 有害物質対策

- 災害時に毒物・劇物が散乱しないよう、平時から該当施設責任者に対し、施設ごとに危害防止規定を作成するよう指導する。
- 毒物の安全性の確保のため、毒物等を所掌する販売業者、製造業者及び取扱業者に対して、関係機関・団体と協力して指導を行う。
- 災害時は、散乱した毒物・劇物の状況把握や回収及び二次災害に対する注意喚起を早急に行うよう、体制の整備を図る。

④ 災害廃棄物等への対応

- 大規模災害発生時に備え、平時から災害廃棄物の仮置き場の選定や分別方法をはじめとした適正な処理や再資源化・再使用のルートを確保するための取組を行う。
- 耐火建築物等で使用されているアスベスト建材からの粉じん飛散等を防ぐため「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（平成24年5月環境省）」に基づく解体方法等を周知する。

【K P I（重要業績評価指標）】

- ・ スtockマネジメント計画の実施
＜基準値：未実施（R 6）→目標値：実施（R 1 2）＞

（5） 産業

① 産業施設の防災対策（再掲）

- 産業施設が被災した場合の損壊、火災、爆発等の被害を最小限に食い止めるため、自主保安体制の充実・強化について指導を行い、地震対策と防災教育の推進を図る。
- 各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模自

然災害による被害軽減のための諸施策を実施する。

- 複合災害時に備え、現地への関係職員の派遣及び資機材の搬送等の手段を複数準備するとともに、平時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資機材等に関する広域応援）について協議する。
- 様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、その結果を踏まえて災害ごとに対応計画の見直しに努める。また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

② 農林水産業基盤の保全

- 農業水利施設について、施設管理者と連携しながら、定期的な機能診断及び継続的な施設監視に基づく適時・適切な機能保全対策を通じて、リスク管理及びライフサイクルコストの低減を行いつつ長寿命化を図る。
- 災害対応力を強化するため、生産基盤施設等の耐震調査・耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立及び農村の防災対策等を推進する。
- 南三陸地域耕作放棄地対策協議会が行う耕作放棄地解消に向けた取組の支援を行う。
- 過疎化、高齢化、混住化等に対応した地域主体の協働活動支援などによる多面的機能の維持・保全の推進を図る。
- 交流人口の増加に向けた取組及び農業集落排水施設や農道網の整備等、定住環境の向上を図る。
- 水産業の復旧・復興のため、水産業団体の被災施設の再建整備に対する支援を行う。
- 流通施設や水産加工施設を漁港内に一体的に整備するほか、新たな経営体の導入や既存経営体のコスト削減を推進し、水産業の再構築を図る。

③ 治山・河川管理

- これまでの洪水履歴や洪水から守るべき資産状況、上下流の整備状況や流域の治水安全度バランスを考慮しながら、整備区間を設定し、河川改修区間の逐次見直しを実施する。
- 復旧・復興事業により築造した海岸保全施設を適切に管理し、維持修繕費用の軽減・平準化を図るなど、維持修繕を進める。
- 津波ハザードマップ等の作成協力を行い、津波発生時の住民避難行動を支援する。
- 農地防災施設について、適時・適切な修繕又は更新により、長寿命化を図る。
- 農業水利施設について、施設管理者と連携しながら、定期的な機能診断及び継続的な施設監視に基づく適時・適切な機能保全対策を通じて、リスク管理及びライフサイクルコストの低減を行いつつ、長寿命化を図る。

④ 農地・森林等の荒廃対策

- 南三陸地域耕作放棄地対策協議会が行う耕作放棄地解消に向けた取組の支援を行う。
- 過疎化、高齢化、混住化等に対応した地域主体の協働活動支援などによる多面的機能の維持・保全の推進を図る。
- 交流人口の増加に向けた取組及び農業集落排水施設や農道網の整備等、定住環境の向上を図る。
- 山地に起因する災害から町民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、山腹崩壊危険地、はげ山移行地などの荒廃危険山地に、土留工、落石防止柵等の治山施設を設置するとともに、保安林等森林の持つ防災機能を維持強化させるため、森林の整備を効果的に行えるよう県と連携して取り組む。
- 森林の荒廃による被害の拡大を防ぐため、野生生物の生息環境又は生育環境が人間活動で分断及び孤立されないよう、自然環境の保全に配慮した開発行為への適切な誘導及び新たな保全地域の指定により、森林等の連続性を保つ回廊を構築し、多様な生態系を様々な形で連続させる生態系ネットワークの形成を図り、生態系サービスを活用した防災・減災を推進する。

【K P I（重要業績評価指標）】

- ・ F S C 認証森林経営面積
＜基準値：2,585ha（R 7）→目標値：3,000ha（R 1 2）＞

（6） 交通・物流

① 帰宅困難者対策

- 交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策を講じる。
- 帰宅困難者用の備蓄品の配備や一時滞在施設の確保・開設を図るとともに、関係機関と連携した避難受入・帰宅支援を実施する。

② 交通基盤の維持等

- 多様な移動経路や移動手段を確保するなど、地域の実情に応じた持続可能な公共交通を構築する。

（7） 町土保全

① 津波防護施設の管理

- 町民の生命、財産を守るため、防潮堤等津波防護施設を適切に管理する。

② 農林水産業基盤の保全（再掲）

- 農業水利施設について、施設管理者と連携しながら、定期的な機能診断及び継続的な施設監視に基づく適時・適切な機能保全対策を通じて、リスク管理及びライフサイクルコストの低減を行いつつ長寿命化を図る。
- 災害対応力を強化するため、生産基盤施設等の耐震調査・耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立及び農村の防災対策等を推進する。
- 耕作放棄地対策協議会が行う耕作放棄地解消に向けた取組の支援を行う。
- 過疎化、高齢化、混住化等に対応した地域主体の協働活動支援などによる多面的機能の維持・保全の推進を図る。
- 交流人口の増加に向けた取組及び農業集落排水施設や農道網の整備等、定住環境の向上を図る。
- 流通施設や水産加工施設を漁港内に一体的に整備するほか、新たな経営体の導入や既存経営体のコスト削減を推進し、水産業の再構築を図る。

③ 治山・河川管理（再掲）

- これまでの洪水履歴や洪水から守るべき資産状況、上下流の整備状況や流域の治水安全度バランスを考慮しながら、整備区間を設定し、河川改修区間の逐次見直しを実施する。
- 復旧・復興事業により築造した海岸保全施設を適切に管理し、維持修繕費用の軽減・平準化を図るなど、維持修繕を進める。
- 津波ハザードマップ等の作成協力を行い、津波発生時の住民避難行動を支援する。
- 農地防災施設について、適時・適切な修繕又は更新により、長寿命化を図る。
- 農業水利施設について、施設管理者と連携しながら、定期的な機能診断及び継続的な施設監視に基づく適時・適切な機能保全対策を通じて、リスク管理及びライフサイクルコストの低減を行いつつ、長寿命化を図る。

【K P I（重要業績評価指標）】

- ・ 津波防護施設の適切な管理
＜基準値：実施（R 7）→目標値：継続実施（R 1 2）＞

（8） 土地利用

① 農地・森林等の荒廃対策（再掲）

- 耕作放棄地対策協議会が行う耕作放棄地解消に向けた取組の支援を行う。

- 過疎化、高齢化、混住化等に対応した地域主体の協働活動支援などによる多面的機能の維持・保全の推進を図る。
- 交流人口の増加に向けた取組及び農業集落排水施設や農道網の整備等、定住環境の向上を図る。
- 山地に起因する災害から町民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、山腹崩壊危険地、はげ山移行地などの荒廃危険山地に、土留工、落石防止柵等の治山施設を設置するとともに、保安林等森林の持つ防災機能を維持強化させるため、森林の整備を効果的に行えるよう県と連携して取り組む。
- 森林の荒廃による被害の拡大を防ぐため、野生生物の生息環境又は生育環境が人間活動で分断及び孤立されないよう、自然環境の保全に配慮した開発行為への適切な誘導及び新たな保全地域の指定により、森林等の連続性を保つ回廊を構築し、多様な生態系を様々な形で連続させる生態系ネットワークの形成を図り、生態系サービスを活用した防災・減災を推進する。

【K P I（重要業績評価指標）】

- ・ F S C 認証森林経営面積（再掲）
 <基準値：2,585ha（R 7）→目標値：3,000ha（R 1 2）>

（9） 老朽化対策

① 住宅の耐震化等（再掲）

- 昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅について、耐震診断・耐震改修を促進するため、その必要性について普及啓発を行うとともに、助成事業の実施に努める。

② 多数の者が利用する建築物の耐震化等

- 民間建築物の耐震性の把握に努め、耐震診断・耐震改修の必要性等の指導・助言を行う。

③ 学校の室内安全対策

- 学校の老朽化対策として、学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に学校施設の修繕、改修を行う。
- 学校設備の年次更新計画を策定し、計画的に学校設備の更新を進める。また、各設備の定期的な検査や学校施設の日常安全点検、定期安全点検等を確実に実施し、児童生徒の安全確保に取り組む。

④ 産業施設の防災対策（再掲）

- 産業施設が被災した場合の損壊、火災、爆発等の被害を最小限に食い止

めるため、自主保安体制の充実・強化について指導を行い、地震対策と防災教育の推進を図る。

- 各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模自然災害による被害軽減のための諸施策を実施する。
- 複合災害時に備え、現地への関係職員の派遣及び資機材の搬送等の手段を複数準備するとともに、平時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資機材等に関する広域応援）について協議する。
- 様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、その結果を踏まえて災害ごとに対応計画の見直しに努める。また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

⑤ 上下水道の耐震化等

- 安定した供給と経営を継続して行くため、施設の長寿命化を図りながら、更新時期を迎えた施設については、将来の需要に対応した施設のダウンサイジング（縮小化）を検討した上で、アセットマネジメント（資産管理）の手法を活用して、計画的な更新を行う。
- 国庫補助事業等を効果的に活用した水道施設の計画的な老朽化対策、及び施設の耐震化対策を推進する。
- 特定環境保全下水道事業施設、漁業集落排水処理施設について、機能診断及び最適整備構想の策定、適時・適切な修繕又は更新などの長寿命化を推進する。

⑥ 下水道等の整備（再掲）

- 災害復旧事業により、主要管路については復旧済であり管路施設については長寿命化を図りながら維持管理を実施する。
- 処理場施設については、ストックマネジメント計画に基づき電気・機械等の更新を実施する。

⑦ 橋梁の長寿命化

- 道路定期点検の結果及び橋梁長寿命化計画に基づき修繕を行い、必要により補強対策を推進し、耐震性の強化の向上を図る。

⑧ 住宅対策（再掲）

- 大規模災害時において、応急仮設住宅の整備が可能な公用地等を把握した上で建設候補地を選定し、被災者が長期の避難所生活に陥らないよう、早期着工・入居が可能となるよう関係機関で協議・調整する。また、建設候補地の選定を行う上では、東日本大震災時に被災者の避難過程における

コミュニティの連続した分断が叫ばれていたことから、入居のあり方についても、被災前のコミュニティを一定程度維持できるよう考慮していく。

- 予防保全的な住宅の維持管理を行い、公営住宅ストックの適切な運用を進める。計画修繕・改善事業を実施し、住宅の長寿命化を行うことで入居者が安心して居住できる環境を整備する。退去住宅については修繕を優先的に行い、ストックを早期確保することにより次の入居者及び災害時の一時避難場所としても使用が可能となる。

【KPI（重要業績評価指標）】

- ・ 学校施設日常安全点検
＜基準値：2回／日（R6）→目標値：2回／日（R12）＞
- ・ 学校施設定期安全点検
＜基準値：1回／月（R6）→目標値：1回／月（R12）＞
- ・ ストックマネジメント計画の実施（再掲）
＜基準値：未実施（R6）→目標値：実施（R12）＞

（10） 災害対策

① 住宅の耐震化等（再掲）

- 昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅について、耐震診断・耐震改修を促進するため、その必要性について普及啓発を行うとともに、助成事業の実施に努める。

② 多数の者が利用する建築物の耐震化等（再掲）

- 民間建築物の耐震性の把握に努め、耐震診断・耐震改修の必要性等の指導・助言を行う。

③ 学校の室内安全対策（再掲）

- 学校の老朽化対策として、学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に学校施設の修繕、改修を行う。
- 学校設備の年次更新計画を策定し、計画的に学校設備の更新を進める。また、各設備の定期的な検査や学校施設の日常安全点検、定期安全点検等を確実に実施し、児童生徒の安全確保に取り組む。

④ 防災関係システムの整備・運用

- 大規模災害にも耐えうる機能・設備を搭載した防災システム等を整備し、情報伝達の高度化・多様化にも柔軟に対応できる仕組みを構築する。また、防災行政無線や各種防災システムの拡充・更新により、常時安定した情報

伝達を確立する。

- 通信回線の冗長化や防災システムの連携・機能拡充により、迅速かつ確実な情報の伝達ができる仕組み・体制を整備するとともに、急速に発展する情報システムや情報通信の技術革新に対応する。

⑤ 地域住民等に対する通信手段の整備

- 災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のほか、Ｌアラート、スマートフォン、衛星携帯電話、ＳＮＳ、データ放送等あらゆる手段の活用等について検討し、災害時における情報の発信・共有の仕組みを構築するとともに、多様な通信連絡手段の整備・拡充に努める。

⑥ 関係機関との連携（再掲）

- 他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備・充実を図り、その実効性の確保に努める。
- 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時応援協定の締結を推進する。
- 平時から、国・県・防災関係機関との連携強化を図り、迅速な災害対応が行える体制・仕組みを構築する。

⑦ 減災対策の推進

- 行政区等における自主防災組織・地域の防災リーダーの育成支援を推進し、自助・共助の強化や地域防災力の向上に努める。
- 迅速かつ適切な避難行動が行えるよう、避難路や避難誘導標識の整備・周知を図るとともに、指定避難所等の見直し・備蓄品等の配備計画を進める等し、ハード・ソフトを組み合わせた減災対策を推進する。

⑧ 防災・減災教育の推進

- 児童生徒一人一人が自ら危険を予測し、回避できる力を身に付け、災害から自らの身を守る（自助）とともに他者（共助）や社会（公助）の安全に貢献できる心を育み、「人間としての在り方・生き方」について考えさせる防災教育を推進する。
- 「南三陸町立学校防災マニュアル」については、より実効性のあるマニュアルとするため、今後早期に改定を進める。
- 児童生徒に普段から災害への意識付けを行うほか、避難訓練の実施方法を工夫するなどして、児童生徒の災害対応力の向上を図るとともに、少年防災クラブを立ち上げて防災知識の向上・技能の定着を図る。
- 災害発生時における避難方法や避難所運営等について、想定される課題

の解消に向け、学校関係者、教育委員会、地域住民、防災関係機関などが参加する会議を行い、学校防災の在り方について引き続き協議を行い、具体的な事業に繋いでいく。

- 各学校の防災教育への取組を共有化し、学校防災マニュアルや掲示物の作成と発行を行い、引き続き普及啓発活動に取り組む。

⑨ 震災の記録と伝承

- 震災伝承施設を活用し、東日本大震災の経験と教訓を風化させることなく後世に伝承していく。

⑩ 津波防護施設の管理（再掲）

- 町民の生命、財産を守るため、防潮堤等津波防護施設を適切に管理する。

⑫ 水害対策

- 風水害における情報伝達体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備や避難体制等を確立させ、地域防災力の向上に努める。また、「自らの命は自らが守る」という観点から、町民・事業者等の様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化する。

⑬ 土砂災害対策

- 土砂災害発生時の情報伝達体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備や避難体制等を確立させ、地域防災力の向上に努める。また、「自らの命は自らが守る」という観点から、町民・事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化する。

⑭ 災害時の物流対策

- 応急生活物資等の供給・輸送に関し、小売業者や流通事業者等の関係団体と「災害時における支援協定」を締結し、物資等の要請・調達・輸送体制等、供給の仕組みを確立させる。
- 災害発生時に物資輸送拠点から指定避難所等に支援物資が供給できるよう、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

⑮ 災害対応体制整備

- 被災していない自治体等との広域応援体制の整備充実を図り、平時から防災関係機関・協定締結先との相互連携・支援体制の確立に努める。
- 消防においては、町、消防署及び消防団との連携を強化し、火災による被害の防止・軽減を図るとともに、消防力の強化・向上のため、必要な消防資機材の配備や消防水利の確保により、消防機関が行う消防応急活動を支援する。

- 災害時の初動対応として、消防団の消火活動、救出救助及び応急復旧活動が非常に重要であることから、消防団の活動拠点となる消防施設の整備等を検討するとともに、消防団が安全に活動できるよう消防資機材の配備を進める。
- ⑯ 帰宅困難者対策（再掲）**
- 交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策を講じる。
 - 帰宅困難者用の備蓄品の配備や一時滞在施設の確保・開設を図るとともに、関係機関と連携した避難受入・帰宅支援を実施する。
- ⑰ 衛生対策（再掲）**
- 消毒薬、噴霧器、衛生用品等を計画的に整備する。
 - ねずみ族・害虫等を駆除するための防疫用薬剤、機材等を計画的に整備するほか、資器材の保管庫も整備する。
 - 災害時において、感染症予防のための健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努めるほか、避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。また、感染症対策薬剤等の調達が困難な時は、県へ要請するほか、感染症発生時には、保健所等と協力し疫学調査を実施し、感染拡大の防止に努める。
 - 災害時における仮設トイレの設置及び管理等については、南三陸町災害廃棄物処理基本計画に記載しているが、記載のとおり円滑に仮設トイレを設置及び管理等を行うため、平時から資器材の備蓄及び周辺自治体等関係団体との連携強化を図る。
- ⑱ 上下水道の耐震化等（再掲）**
- 安定した供給と経営を継続して行くため、施設の長寿命化を図りながら、更新時期を迎えた施設については、将来の需要に対応した施設のダウンサイジング（縮小化）を検討した上で、アセットマネジメント（資産管理）の手法を活用して、計画的な更新を行う。
 - 国庫補助事業等を効果的に活用した水道施設の計画的な老朽化対策、及び施設の耐震化対策を推進する。
 - 特定環境保全下水道事業施設、漁業集落排水処理施設について、機能診断及び最適整備構想の策定、適時・適切な修繕又は更新などの長寿命化を推進する。
- ⑲ 生活水の確保**
- 上水道が寸断された場合に備えるため、井戸を所有している町民等に協力を要請した上で、井戸マップ等を作成し、生活水の確保を図る。

⑳ 治山・河川管理（再掲）

- これまでの洪水履歴や洪水から守るべき資産状況、上下流の整備状況や流域の治水安全度バランスを考慮しながら、整備区間を設定し、河川改修区間の逐次見直しを実施する。
- 復旧・復興事業により築造した海岸保全施設を適切に管理し、維持修繕費用の軽減・平準化を図るなど、維持修繕を進める。
- 津波ハザードマップ等の作成協力を行い、津波発生時の住民避難行動を支援する。
- 農地防災施設について、適時・適切な修繕又は更新により、長寿命化を図る。
- 農業水利施設について、施設管理者と連携しながら、定期的な機能診断及び継続的な施設監視に基づく適時・適切な機能保全対策を通じて、リスク管理及びライフサイクルコストの低減を行いつつ、長寿命化を図る。

㉑ 災害廃棄物等への対応（再掲）

- 大規模災害発生時に備え、平時から災害廃棄物の仮置き場の選定や分別方法をはじめとした適正な処理や再資源化・再使用のルートを確保するための取組を行う。
- 耐火建築物等で使用されているアスベスト建材からの粉じん飛散等を防ぐため「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（平成24年5月環境省）」に基づく解体方法等を周知する。

㉒ 自助・共助の取組の推進

- 男女共同参画の視点から防災意識の啓発とリーダーの養成を行う。
- 東日本大震災の被災者支援施策の中で、災害公営住宅団地内のコミュニティ形成や周辺地域との融合を目的とした支援を行ってきた。今後も継続して新しい地域コミュニティ構築のための交流の場づくり等の支援を行う。社会福祉協議会が目指すコミュニティソーシャルワークの視点を持った人材の育成を支援する。健康づくり計画推進の中で、ソーシャルキャピタルの醸成を図るとともに、ボランティアや自主活動を推進する。
- 保健・医療・福祉の連携による地域での支え合いの仕組みづくりを行う。

㉓ 被災者支援策

- 高齢者や障害等のある人の視点に立った地域内の避難経路などの把握に努め、災害時要援護者が迅速かつ確実に避難できるような態勢の構築を支援する。
- 災害時やその後の心身の健康に関する相談窓口を必要に応じて設置する。

- 災害時に速やかに支援活動を行うため、災害時要援護者名簿の整備を進めるとともに、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう社会福祉協議会等との協働によるボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受け入れ拠点の整備等を行う。

【K P I（重要業績評価指標）】

- ・ 学校施設日常安全点検（再掲）
＜基準値：2回／日（R6）→目標値：2回／日（R12）＞
- ・ 学校施設定期安全点検（再掲）
＜基準値：1回／月（R6）→目標値：1回／月（R12）＞
- ・ 災害公営住宅自治会研修会開催
＜基準値：3回／年（R6）→目標値：3回／年（R12）＞
- ・ 災害時要援護者支援訓練
＜基準値：1回／年（R6）→目標値：1回／年（R12）＞

第4章 計画の推進

本計画は、国土強靱化に関連する計画等との整合性を図りながら、PDCAサイクルに従って推進するものとし、その進行管理は、取り組み状況を把握・整理することにより行うものとします。

なお、本計画は、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うこととします。

